



# 島根県報

平成17年 3月25日 (金)

号外 第 11 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 政策企画監室 )	16
島根県情報公開条例の一部を改正する条例	( 総 務 課 )	17
島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の一部を改正する条例	( " )	17
市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例	( " )	18
仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡奥出雲町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	( " )	20
農業試験場の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例	( " )	20
島根県発電用施設周辺地域振興基金条例及び島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例	( " )	21
文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	( " )	21
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( 人 事 課 )	22
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	( " )	23
知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	( " )	24
職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	( " )	24
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	( " )	25
島根県行政手続条例の一部を改正する条例	( " )	25
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	( 財 政 課 )	26
島根県手数料条例の一部を改正する条例	( " )	26
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	( 廃棄物対策課 )	32
島根県産業廃棄物減量促進基金条例	( " )	33
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	( 医 療 対 策 課 )	33
島根県児童相談所条例の一部を改正する条例	( 青少年家庭課 )	34
島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	( 障害者福祉課 )	34
結核診査協議会条例の一部を改正する条例	( 薬 事 衛 生 課 )	34
島根県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例	( 農 業 経 営 課 )	35
島根県立畜産試験場条例の一部を改正する条例	( 畜 産 振 興 課 )	35
島根県卸売市場条例の一部を改正する条例	( しまねブランド推進室 )	36
島根県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例	( 林 業 課 )	37
島根県離島水産業活性化基金条例	( 水 産 課 )	37
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	( 都 市 計 画 課 )	37
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	( 建 築 住 宅 課 )	41
長期継続契約を締結することができる契約に関する条例	( 会 計 課 )	41
県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例	( 高 校 教 育 課 )	42
市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	( 義 務 教 育 課 )	42

警察署協議会条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	42
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	( " )	42
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	( " )	43
竹島の日を定める条例	( 議 員 提 出 )	43
島根県県民いきいき活動促進条例	( " )	43

公布された条例等のあらまし

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第1号)

1 条例の概要

(1) 現在移譲している法定外公共用財産(里道及び水路)に係る次の法律に基づく事務を削除することとした。(第2条の表第15号・第17号・第20号・第23号関係)

- ア 国有財産法
- イ 不動産登記法
- ウ 土地改良法
- エ 都市計画法
- オ 土地区画整理法

(2) 地方自治法に基づく事務のうち、次の事務を東出雲町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。(第2条の表第27号関係)

- ア 新たに生じた土地の届出の受理
- イ 新たに生じた土地の告示
- ウ 町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理
- エ 町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の告示

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第2号)

1 条例の概要

- (1) 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする(第36条関係)
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らした情報公開審査会の委員に対する罰金額の上限額を50万円に引き上げることとした。(第41条関係)
- (3) 地方独立行政法人に係る情報についての非公開情報に関する規定の整備(第7条関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の一部を改正する条例(条例第3号)

1 条例の概要

(1) 国立大学の授業料の標準額の改定に準じた授業料の額の改定

ア 島根県立短期大学

区 分	改 正 前	改 正 後
一 般 学 生 年額	379,200円	年額 390,000円

科 目 等 履 修 生	1 単 位	14,400円	1 単 位	14,800円
特 別 聴 講 学 生	1 単 位	14,400円	1 単 位	14,800円
研 究 生	月 額	28,900円	月 額	29,700円

## イ 島根県立大学

区 分	改 正 前		改 正 後	
一 般 学 生	年 額	520,800円	年 額	535,800円
科 目 等 履 修 生	1 単 位	14,400円	1 単 位	14,800円
聴 講 生	1 単 位	4,800円	1 単 位	4,900円
特 別 聴 講 学 生	1 単 位	14,400円	1 単 位	14,800円
研究生及び特別研究学生	月 額	28,900円	月 額	29,700円

(2) 授業料の額に関する規定の整備

(3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 4 号）

## 1 条例の概要

次に掲げる条例中、町等の名称を改める規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県行政機関等設置条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県児童相談所条例
- (6) 島根県立高等学校等条例
- (7) 島根県家畜保健衛生所条例
- (8) 島根県漁港管理条例
- (9) 島根県港湾施設条例
- (10) 島根県営住宅条例
- (11) 島根県公営企業の設置等に関する条例

## 2 施行期日

平成17年10月 1 日から施行することとした。

仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡奥出雲町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 5 号）

## 1 条例の概要

次に掲げる条例中、町の名称を改める規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県立高等学校等条例
- (3) 地域農業改良普及センター条例
- (4) 島根県屋外広告物条例
- (5) 島根県建築基準法施行条例

## 2 施行期日

平成17年 3 月 31 日から施行することとした。

## 農業試験場の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第6号）

## 1 条例の概要

次に掲げる条例について、農業試験場の名称を農業技術センターに改めることとした。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (2) 島根県農業試験場分析手数料条例

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例及び島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

## 1 条例の概要

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第8号）

## 1 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項等規定の整理

- (1) 島根県文化財保護条例
- (2) 島根県文化財保護審議会条例
- (3) 島根県風致地区条例

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

## 1 条例の概要

- (1) 初任給調整手当の拡充（第7条の3関係）

## ア 支給対象職員

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員を追加することとした。

## イ 支給期間

採用の日から7年以内

## ウ 支給額

月額14,000円を超えない範囲内の額で、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給することとした。

- (2) 農林漁業改良普及手当の変更（第15条の9関係）

## ア 名称

農林漁業普及指導手当

## イ 支給対象職員

農業、林業、水産業、蚕業又は開拓営農に関する専門の事項について調査研究又は普及指導を行う職員（管理職員を除く。）

## ウ 支給額

対象職員の給料月額に100分の6を乗じて得た額

- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

### 1 条例の概要

#### (1) 手当の廃止（第 2 条・第27条の 2 関係）

看護業務従事手当

#### (2) 手当の支給対象の改正（第13条・第28条関係）

手 当 名	改 正 内 容
特殊環境施設業務従事手当	ダム管理業務についてその支給対象をダム管理所での洪水警戒体制時における業務に限定するとともに、手当を日額化すること。
病院業務従事手当	中央病院又は湖陵病院に勤務する職員の当該病院における業務の従事に対する月額手当を廃止すること。

#### (3) 組織改正に伴う支給対象の改正（第23条・第29条関係）

手 当 名	改 正 内 容
精神保健業務手当	支給対象公署を精神保健福祉センターから心と体の相談センターに改めるとともに、手当を日額化すること。
福祉業務従事手当	支給対象公署を身体障害者更生相談所から心と体の相談センターに改めるとともに、福祉事務所の再編に伴い支給対象職員の規定を整備すること。

#### (4) 公共土木施設災害応急作業従事手当及び特殊環境施設業務従事手当の併給禁止規定の追加（第39条関係）

#### (5) 看護業務従事手当について、所要の経過措置を講ずることとした。（附則第 2 項関係）

#### (6) その他規定の整理

### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

### 1 条例の概要

減額後の給料の月額を期末手当の算出の基礎とすることとした。（第 1 条 - 第 3 条関係）

### 2 施行期日等

平成17年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成17年 4 月分以後の給与について適用することとした。

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

### 1 条例の概要

(1) 減額後の給料月額を、給料月額を算出基礎とする諸手当等（退職手当を除く。以下「諸手当等」という。）の算出の基礎とすることとした。（第 1 条 - 第 4 条関係）

(2) 期末手当役職（職務段階別）加算の適用を受けることができない職員の諸手当等の算出については、給料月額から100分の 3 を減じて得た額を基礎とすることとした。（第 1 条 - 第 3 条関係）

### 2 施行期日等

平成17年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成17年 4 月分以後の給与について適用することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

### 1 条例の概要

社団法人益田市美濃郡医師会を社団法人益田市医師会に改めることとした。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県行政手続条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 条例の概要

- (1) 公の施設の指定管理者に対しその管理に関し監督上される処分については、申請に対する処分及び不利益処分に関する本条例の規定は、適用しないこととした。(第4条関係)
- (2) オンライン等の方法による申請、処分通知等の対応に係る規定の整備(第8条・第33条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 条例の概要

- (1) 島根県公債管理特別会計を設置することとした。(第1条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 条例の概要

(1) 薬事法関係手数料(別表30の項関係)

ア 製造業から元売行為を分離し、製造販売業という業種を新設したことに伴う製造販売業の許可に係る手数料の設定

(ア) 医薬品に係るもの

区 分	第一種医薬品	第二種医薬品	薬局製造販売医薬品
許可	149,800円	131,600円	7,400円
許可の更新	138,000円	115,000円	4,000円

(イ) 医薬部外品に係るもの

区 分	薬事法施行令(以下「政令」という。)第20条第2項に規定する医薬部外品	政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみ
許可	131,600円	58,800円
許可の更新	115,000円	47,100円

(ウ) 化粧品に係るもの

区 分	化粧品
許可	58,800円
許可の更新	47,100円

(エ) 医療機器に係るもの

区 分	第一種医療機器	第二種医療機器	第三種医療機器
許可	149,800円	131,600円	95,000円
許可の更新	138,000円	115,000円	69,900円

イ 製造業の許可の項目の見直しに伴う手数料の設定

## (ア) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの

区 分	無菌医薬品	一般医薬品	包装等医薬品
許可	90,000円	85,000円	47,600円
許可の更新	50,700円	48,000円	24,100円
許可の区分の変更又は追加の許可	81,000円	77,000円	41,300円
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に無菌医薬品 1 品目につき 2,100円として計算した額を加算した額	72,800円に一般医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額

## (イ) 体外診断用医薬品に係るもの

区 分	一般体外診断用医薬品	包装等体外診断用医薬品
許可	85,000円	47,600円
許可の更新	48,000円	24,100円
許可の区分の変更又は追加の許可	77,000円	41,300円
製造しようとするときの適合性調査	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	72,800円に一般体外診断用医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等体外診断用医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額

## (ウ) 薬局製造販売医薬品に係るもの

区 分	薬局製造販売医薬品
許可	11,000円
許可の更新	5,600円

## (エ) 医薬部外品に係るもの

区 分	無菌医薬部外品	一般医薬部外品	包装等医薬部外品
許可	44,800円	39,900円	33,500円
許可の更新	26,100円	25,200円	24,100円
許可の区分の変更又は追加の許可	39,200円	35,700円	30,700円
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に無菌医薬部外品 1 品目につき	72,800円に一般医薬部外品 1 品目につき	39,200円に包装等医薬部外品 1 品目につき

受ける適合性調査	2,100円として計算した額を加算した額	1,000円として計算した額を加算した額	300円として計算した額を加算した額
----------	----------------------	----------------------	--------------------

(イ) 化粧品に係るもの

区 分	化粧品	包装等化粧品
許可	39,900円	33,500円
許可の更新	25,200円	24,100円
許可の区分の変更又は追加の許可	35,700円	30,700円

(カ) 医療機器に係るもの

区 分	滅菌医療機器	一般医療機器	包装等医療機器
許可	90,000円	85,000円	47,600円
許可の更新	50,700円	48,000円	24,100円
許可の区分の変更又は追加の許可	81,000円	77,000円	41,300円
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に滅菌医療機器1品目につき2,100円として計算した額を加算した額	72,800円に一般医療機器1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等医療機器1品目につき300円として計算した額を加算した額

ウ 医薬品等の製造販売の承認の見直しに伴う手数料の設定

区 分	医療用医薬品	日本薬局方医薬品	薬局製造販売医薬品	それ以外の医薬品	医薬部外品
承認	213,000円	53,100円	90円	86,700円	53,200円
承認事項の一部変更	108,000円	22,300円	90円	34,900円	23,000円

エ 医療機器の販売業、賃貸業及び修理業の許可の項目の見直しに伴う手数料の設定

区 分	許 可	許可の更新	修理区分の変更又は追加の許可
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業	-	11,000円	-
医療機器修理業	71,000円	48,700円	17,700円

オ 輸出用の医薬品等の製造業の適合性調査の見直しに伴う手数料の設定

(ア) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの

区 分	無菌医薬品	一般医薬品	包装等医薬品
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円

5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に無菌医薬品1品目につき2,100円として計算した額を加算した額	72,800円に一般医薬品1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等医薬品1品目につき300円として計算した額を加算した額
--------------------	--	---	--

## (イ) 体外診断用医薬品に係るもの

区 分	一般体外診断用医薬品	包装等体外診断用医薬品
製造しようとするときの適合性調査	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	72,800円に一般体外診断用医薬品1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等体外診断用医薬品1品目につき300円として計算した額を加算した額

## (ロ) 医薬部外品に係るもの

区 分	無菌医薬部外品	一般医薬部外品	包装等医薬部外品
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に無菌医薬部外品1品目につき2,100円として計算した額を加算した額	72,800円に一般医薬部外品1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等医薬部外品1品目につき300円として計算した額を加算した額

## (ハ) 医療機器に係るもの

区 分	滅菌医療機器	一般医療機器	包装等医療機器
製造しようとするときの適合性調査	48,700円	28,700円	13,200円
5年を経過するごとに受ける適合性調査	104,000円に滅菌医療機器1品目につき2,100円として計算した額を加算した額	72,800円に一般医療機器1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	39,200円に包装等医療機器1品目につき300円として計算した額を加算した額

## カ 許可証の書換え交付及び再交付の項目の見直しに伴う手数料の設定

区 分	製造販売業、製造業又は医療機器修理業
書換え交付	2,000円
再交付	2,900円

## キ 手数料の項目に関する規定の整備

## (2) 児童福祉法関係手数料

ア 保育士試験に係る手数料を指定試験機関の収入とすることとした。(第3条関係)

イ その他規定の整理

(3) 砂利採取法関係手数料

砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正（別表51の項関係）

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
法第16条の規定に基づく認可を受けようとする者	37,000円	法第16条の規定に基づく認可を受けようとする者 ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合 イ その他の場合	37,700円  37,000円

(4) 道路法関係手数料

特殊車両の通行の許可手数料の額の改定（別表59の項関係）

改正前		改正後	
1件につき	1,500円	1通行経路につき	200円

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

- (1) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域として、市町村を単位としない区域を登録申請書に記載することができることとした。（第3条関係）
- (2) 施行日における浄化槽保守点検業者については、浄化槽保守点検業を営もうとする区域として登録されている市町村に廃置分合があった場合には、当該市町村を示す区域を浄化槽保守点検業を営もうとする区域として変更の登録があったものとみなすこととした。（附則第2項関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県産業廃棄物減量促進基金条例（条例第18号）

1 条例の概要

- (1) 設置（第1条関係）  
産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の推進に要する経費その他必要な経費に充てるため、島根県産業廃棄物減量促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- (2) 積立て（第2条関係）  
毎年度基金として積み立てる額は、島根県産業廃棄物減量税条例の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額とすることとした。
- (3) 管理（第3条関係）  
基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
- (4) 運用益金の処理（第4条関係）  
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。
- (5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

## 1 条例の概要

### (1) 県立湖陵病院の経営の基本に関する事項の改正（別表関係）

ア 精神病床を309床から258床とすることとした。

イ 診療科目のうち歯科を廃止することとした。

### (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第20号）

## 1 条例の概要

引用する条項の整理（第 2 条関係）

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第21号）

## 1 条例の概要

引用する条項の整理（第 1 条関係）

## 2 施行期日

障害者基本法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

結核診査協議会条例の一部を改正する条例（条例第22号）

## 1 条例の概要

(1) 結核診査協議会の設置について定めることとした。（第 2 条関係）

(2) 結核診査協議会の組織を定めることとした。（第 3 条関係）

(3) 結核診査協議会の委員長について定めることとした。（第 4 条関係）

(4) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例（条例第23号）

## 1 条例の概要

農業改良助長法の改正により、普及職員が普及指導員に一元化されることに伴い、島根県改良普及員資格試験に関する条例は、廃止することとした。

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立畜産試験場条例の一部を改正する条例（条例第24号）

## 1 条例の概要

(1) 島根県立畜産試験場を島根県立畜産技術センターに改称することとした。

(2) 設置目的に普及指導活動を加えることとした。（第 2 条関係）

(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することとした。（附則第 2 項関係）

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 条例の概要

- (1) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を地方卸売市場の業務規程の記載事項とすることとした。(第3条関係)
- (2) 卸売業者に対する委託手数料以外の報償の收受の禁止規制を廃止することとした。(第13条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例(条例第26号)

1 条例の概要

森林法の改正により、改良指導職員が普及指導員に一元化されることに伴い、島根県林業改良指導員資格試験に関する条例は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県離島水産業活性化基金条例(条例第27号)

1 条例の概要

(1) 設置(第1条関係)

離島における水産業の活性化を推進するため、島根県離島水産業活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

(2) 対象事業(第2条関係)

漁場の生産力の向上に関する取組、集落の創意工夫を生かした漁業生産又は漁獲物の加工若しくは流通に関する新たな取組及びその他離島における水産業の活性化を推進するために実施する取組の支援

(3) 積立て(第3条関係)

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。

(4) 管理(第4条関係)

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(5) 運用益金の処理(第5条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。

(6) 繰替運用(第6条関係)

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第28号)

1 条例の概要

(1) 島根県屋外広告物条例の改正

ア 広告物を表示し、広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を禁止する地域に、景観法に基づく地域を加えることとした。(第2条関係)

イ 広告物を表示し、掲出物件の設置について許可が必要な地域を県内全域に拡大することとした。(第4条関係)

ウ 違反広告物又は掲出物件(以下「違反広告物等」という。)の保管及び処分について次の事項を定めることとした。(第13条 - 第13条の7 関係)

- (ア) 保管した違反広告物等の公示事項
- (イ) 保管した違反広告物等の公示の方法
- (ウ) 保管した違反広告物等の価額の評価方法
- (エ) 保管した違反広告物等の売却の手続
- (オ) 保管した違反広告物等の返還の手続

#### エ その他規定の整理

- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正
  - (1)のウの事務を各市町村が処理する事務とすることとした。

#### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)のアについては、景観法附則ただし書に規定する日から施行することとした。

#### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第29号）

##### 1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

- (1) 邑南町への譲渡に伴う廃止

名 称	所 在 地
口 羽 団 地	邑 智 郡 邑 南 町
矢 上 団 地	

- (2) 非現地建替えに伴う廃止

名 称	所 在 地
下 沢 団 地	出 雲 市
下 古 志 団 地	
来 原 団 地	
浜 山 団 地	

#### 2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

#### 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（条例第30号）

##### 1 条例の概要

- (1) 長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定めることとした。（第 2 条関係）
  - ア 印刷複写機、電子事務機器又は電気通信機器の借入れに係る契約
  - イ アに掲げる物品の保守業務の委託に係る契約
  - ウ 電子情報処理組織の保守業務の委託に係る契約
  - エ 庁舎又は公の施設の管理業務の委託に係る契約
  - オ その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約又は毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があると認められる契約で、規則で定めるもの
- (2) (1)に掲げる契約の期間は、規則で定めることとした。（第 3 条関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### 県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例（条例第31号）

#### 市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第32号）

##### 1 条例の概要

## (1) 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,859人	1,791人	68人
	事務職員、技術職員その他の職員	220人	215人	5人
小学校及び中学校	教育職員	5,489人	5,423人	66人
	事務職員及び技術職員	443人	438人	5人

## (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

警察署協議会条例の一部を改正する条例（条例第33号）

## 1 条例の概要

委員の定数の改正（ただし、平成17年5月31日までの間は出雲警察署協議会の委員の定数は、19人以内とする。）（第3条・附則第2項関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
警察署協議会の委員の定数	10人以内	15人以内

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第34号）

## 1 条例の概要

地方警察職員の定員の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
警部補及び巡査部長	798人	804人	6人
巡査	419人	423人	4人

## 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第35号）

## 1 条例の概要

(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証交付手数料の額の改定（別表第1の40の項関係）

改 正 前	改 正 後
1,750円	1,650円

(2) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証再交付手数料の額の改定（別表第1の41の項関係）

改 正 前	改 正 後
3,350円	3,200円

(3) 運転免許証更新手数料の額の改定（別表第1の47の項関係）

改 正 前	改 正 後
2,250円	2,100円

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

#### 竹島の日を定める条例(条例第36号)

##### 1 条例の概要

- (1) 竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定めることとした。(第1条関係)
- (2) 竹島の日は、2月22日とすることとした。(第2条関係)
- (3) 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする  
こととした。(第3条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### 島根県県民いきいき活動促進条例(条例第37号)

##### 1 条例の概要

- (1) この条例は、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)
- (2) 「県民いきいき活動」、「県民いきいき活動団体」、「県民等」及び「協働」の意義を定めることとした。(第2条関係)
- (3) 県民いきいき活動に関し、次の基本理念を定めることとした。(第3条関係)
  - ア 県民いきいき活動は、その健全な発展が図られなければならないこととした。
  - イ 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならないこととした。
  - ウ 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならないこととした。
- (4) 県民、県民いきいき活動団体及び事業者の役割として、次の事項を定めることとした。(第4条 - 第6条関係)
  - ア 県民は、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めることとした。
  - イ 県民いきいき活動団体は、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することとした。
  - ウ 事業者は、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めることとした。
- (5) 県の責務として、次の事項を定めることとした。(第7条関係)
  - ア 県民いきいき活動の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)を策定し、及び実施することとした。
  - イ 協働を推進することとした。
  - ウ 県民等と市町村その他の地方公共団体及び国との連携に配慮することとした。
- (6) 知事は、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針を策定することとした。(第8条関係)
- (7) 県は、促進施策の実施等に当たっては、市町村との緊密な連携に努めることとした。(第9条関係)
- (8) 促進施策に関し、次の事項を定めることとした。(第10条関係)
  - ア 県は、県民等の理解を深めるために必要な施策、県民等の参加を促進するために必要な施策及び専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策を実施することとした。
  - イ 県は、アに掲げるもののほか、必要な環境の整備に努めることとした。
- (9) 協働の推進に関し、次の事項を定めることとした。(第11条関係)
  - ア 知事は、協働の推進に係る具体的な方策等を内容とする指針を定めることとした。
  - イ 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施することとした。

- (10) 県は、県民等の意見を反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずることとした。(第12条関係)
  - (11) 体制の整備等に関し、次の事項を定めることとした。(第13条関係)
    - ア 県は、その機関相互の緊密な連携等を図るための体制を整備することとした。
    - イ 県は、職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずることとした。
  - (12) 知事は、促進施策の実施状況等についての年次報告をすることとした。(第14条関係)
- 2 施行期日  
平成17年4月1日から施行することとした。

## 条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第1号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第15号から第17号までを次のように改める。

15から17まで 削除	
-------------	--

第2条の表第20号左欄中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(14)までを(4)から(13)までとし、同欄の(15)中「(16)」を「(15)」に改め、同欄(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、同欄の(17)中「(18)」を「(17)」に改め、同欄中(17)を(16)とし、(18)から(20)までを(17)から(19)までとし、(21)を削り、(22)を(20)とし、(23)から(29)までを(21)から(27)までとし、同欄の(30)中「(7)、(16)、(18)、(20)若しくは(29)」を「(6)、(15)、(17)、(19)若しくは(27)」に、「(12)若しくは(23)」を「(11)若しくは(21)」に、「(31)」を「(29)」に改め、同欄中(30)を(28)とし、(31)を(29)とし、同欄の(32)中「(33)から(36)」を「(31)から(34)」に改め、同欄中(32)を(30)とし、(33)から(41)までを(31)から(39)までとし、同欄の(42)中「(41)」を「(39)」に改め、同欄の(42)を同欄の(40)とし、同号右欄中「、(4)、(5)、(7)から(14)まで、(16)、(18)、(20)」を「から(4)まで、(6)から(13)まで、(15)、(17)、(19)」に、「(23)から(28)」を「(21)から(26)」に、「(30)及び(31)」を「(28)及び(29)」に、「(7)、(16)、(18)又は(20)」を「(6)、(15)、(17)又は(19)」に、「(12)又は(23)」を「(11)又は(21)」に、「(32)から(35)」を「(30)から(33)」に、「(36)から(42)」を「(34)から(40)」に改め、同表第23号左欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(9)までを(3)から(8)までとし、同欄の(10)中「(11)及び(12)」を「(10)及び(11)」に改め、同欄中(10)を(9)とし、(11)から(25)までを(10)から(24)までとし、同欄の(26)中「(27)から(30)」を「(26)から(29)」に、「(39)」を「(38)」に改め、同欄中(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、同欄の(29)中「(28)」を「(27)」に改め、同欄中(29)を(28)とし、(30)から(47)までを(29)から(46)までとし、同号右欄中「、(3)から(20)」を「から(19)」に、「(26)から(47)」を「(25)から(46)」に改め、「、(2)に係る事務にあっては都市計画区域所在市町」を削り、「(21)から(25)」を「(20)から(24)」に改め、同表に次の1号を加える。

<p>27 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の届出の受理</li> <li>(2) 法第9条の5第2項の規定による新たに生じた土地の告示</li> <li>(3) 法第260条第1項の規定による町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理</li> <li>(4) 法第260条第2項の規定による町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若</li> </ul>	東出雲町及び隠岐の島町
--	-------------

しくは字の区域若しくはその名称の変更の告示

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 2 号

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「（第36条 - 第40条）」を「（第37条 - 第41条）」に改める。

第 7 条第 2 号ウ中「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「地方公務員を」を「地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員を」に改め、同条第 3 号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第 5 号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同条第 6 号オ中「独立行政法人等」の次に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

第11条第 3 項中「各項」を「当該各項」に改める。

第14条第 1 項及び第16条第 3 項中「その他」を「、その他」に改める。

第20条第 1 項第 2 号中「又は変更し」を「、又は変更し」に改め、同条第 2 項中「掲げるもの」を「掲げる者」に改める。

第28条第 1 項中「その他」を「、その他」に改める。

第40条中「30万円」を「50万円」に改め、同条を第41条とする。

第39条を第40条とし、第36条から第38条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 章中第35条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の情報の公開）

第36条 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとりその管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者について、前項に規定する情報の公開に必要な指導に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 3 号

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の一部を改正する条例

（島根県立短期大学条例の一部改正）

第1条 島根県立短期大学条例（昭和39年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「期の中途」を「一般学生（入学した者のうち、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を除いた者をいう。以下同じ。）であって、期の中途」に、「者（科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を除く。）」を「もの」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる一般学生の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 前期における単位の修得をもって卒業又は修了した者
- (2) 9月末日までに退学した者

第9条第1項中「者」を「一般学生」に改め、「（科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を除く。）」を削る。

別表授業料の項中「379,200円」を「390,000円」に、「14,400円」を「14,800円」に、「28,900円」を「29,700円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内者以外の者をいう。

- ア 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する者
- イ 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する配偶者又は2親等内の親族を有する者
- ウ ア又はイに掲げる者に準ずると学長が認めた者

（島根県立大学条例の一部改正）

第2条 島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「期の中途」を「一般学生（入学した者のうち、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除いた者をいう。以下同じ。）であって、期の中途」に、「者（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く。）」を「もの」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる一般学生の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 前期における単位の修得をもって卒業又は修了した者
- (2) 9月末日までに退学した者

第9条第1項中「者」を「一般学生」に改め、「（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く。）」を削る。

別表授業料の項中「520,800円」を「535,800円」に、「14,400円」を「14,800円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「28,900円」を「29,700円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内者以外の者をいう。

- ア 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する者
- イ 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する配偶者又は2親等内の親族を有する者
- ウ ア又はイに掲げる者に準ずると学長が認めた者

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第4号

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「温泉津町、仁摩町、川本町、旭町、三隅町」を「川本町」に、「六日市町」を「吉賀町」

に改め、「、金城町、旭町、弥栄村、三隅町」及び「、温泉津町、仁摩町、三隅町」を削り、同表第14号右欄中「、温泉津町、仁摩町、三隅町」を削る。

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第2条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表川本総務事務所の項所管区域の欄中「、邇摩郡」を削り、同表浜田総務事務所の項所管区域の欄中「、那賀郡」を削る。

第3条第1項の表西部福祉事務所の項所管区域の欄中「邇摩郡、」及び「、那賀郡」を削る。

第5条第2項の表川本農林振興センターの項所管区域の欄中「、邇摩郡」を削り、同表浜田農林振興センターの項所管区域の欄中「、那賀郡」を削る。

第7条第2項の表浜田水産事務所の項所管区域の欄中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

第8条第2項中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

第9条第2項の表川本土木建築事務所の項所管区域の欄中「、邇摩郡」を削り、同表浜田土木建築事務所の項所管区域の欄中「、那賀郡」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第3条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則の表島根県大田警察署の項管轄区域の欄中「邇摩郡」を削り、同表島根県浜田警察署の項管轄区域の欄中「那賀郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

第4条 島根県保健所条例(昭和39年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1島根県県央保健所の項管轄区域の欄中「、邇摩郡」を削り、同表島根県浜田保健所の項管轄区域の欄中「、那賀郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第5条 島根県児童相談所条例(昭和39年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表島根県浜田児童相談所の項管轄区域の欄中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

(島根県立高等学校等条例の一部改正)

第6条 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表島根県立邇摩高等学校の項位置の欄中「邇摩郡仁摩町」を「大田市」に改め、同表島根県立浜田高等学校の項分校の位置の欄中「那賀郡旭町」を「浜田市」に改め、同表島根県立吉賀高等学校の項位置の欄中「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第7条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1江津家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「邇摩郡」及び「那賀郡」を削る。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第8条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1仁万の項所在地の欄中「邇摩郡仁摩町」を「大田市」に改め、同表温泉津の項所在地の欄中「邇摩郡温泉津町」を「大田市」に改め、同表須津の項所在地の欄中「那賀郡三隅町」を「浜田市」に改める。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第9条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1温泉津港の項中「邇摩郡温泉津町」を「大田市」に改め、同表宅野港の項中「邇摩郡仁摩町」を「大田市」に改め、同表三隅港の項中「那賀郡三隅町」を「浜田市」に改める。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第10条 島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中「笠柄団地」を 旭インター団地 三隅駅前団地に、 向野田団地 第二向野田団地、	旭インター団地	那賀郡旭町	を
	三隅駅前団地		
	向野田団地	那賀郡三隅町	
	第二向野田団地		
	桂川団地	鹿足郡津和野町	

「桂川団地 鹿足郡津和野町」に、「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第3江の川水道の項供給先の欄中「温泉津町」及び「仁摩町」を削る。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡奥出雲町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第5号

仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡奥出雲町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号右欄及び第8号右欄中「仁多町、横田町」を「奥出雲町」に改める。

(島根県立高等学校等条例の一部改正)

第2条 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表島根県立横田高等学校の項位置の欄中「仁多郡横田町」を「仁多郡奥出雲町」に改める。

(地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第3条 地域農業改良普及センター条例(昭和33年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表木次農林振興センター農業普及部仁多地域農業普及部の項位置の欄中「仁多郡仁多町」を「仁多郡奥出雲町」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第4条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1仁多郡の項中「仁多町 横田町」を「奥出雲町」に改める。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第5条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中「仁多郡横田町大字八川(坂根上)」を「仁多郡奥出雲町八川(坂根上)」に改める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

農業試験場の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第 6 号

農業試験場の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例

( 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 )

第 1 条 職員の特殊勤務手当に関する条例 ( 昭和46年島根県条例第 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア及び第11条第 1 項第 9 号中「農業試験場」を「農業技術センター」に改める。

( 島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正 )

第 2 条 島根県農業試験場分析手数料条例 ( 昭和26年島根県条例第67号 ) の一部を次のように改正する。

題名中「島根県農業試験場」を「島根県農業技術センター」に改める。

第 1 条中「島根県農業試験場」を「島根県農業技術センター」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例及び島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第 7 号

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例及び島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

( 島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正 )

第 1 条 島根県発電用施設周辺地域振興基金条例 ( 昭和56年島根県条例第31号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

( 繰替運用 )

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

( 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例の一部改正 )

第 2 条 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例 ( 昭和58年島根県条例第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

( 繰替運用 )

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第 8 号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## (島根県文化財保護条例の一部改正)

第1条 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に、「わが国文化」を「我が国文化」に改める。

第3条中「県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に、「当って」を「当たって」に改める。

第6条第2項中「もっぱら」を「専ら」に、「代り」を「代わり」に、「責に」を「責めに」に改める。

第8条の見出し中「き損」を「き損」に改め、同条中「き損し」を「き損し」に改める。

第12条第1項中「き損し」を「き損し」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第2項中「き損している」を「き損している」に改める。

第16条第5項中「責に」を「責めに」に改め、同条第7項中「き損した」を「き損した」に、「責に」を「責めに」に改める。

第20条第1項及び第21条第5項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第26条第1項及び第27条第4項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第31条第1項及び第32条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第33条中「困さく」を「困い」に改める。

第36条の2第1項及び第36条の3第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

## (島根県文化財保護審議会条例の一部改正)

第2条 島根県文化財保護審議会条例(昭和50年島根県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条第1項」を「第190条第1項」に改める。

## (島根県風致地区条例の一部改正)

第3条 島根県風致地区条例(昭和45年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第32号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第9号

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第7条の3第1項中「第3号に掲げる職に係るものにあつては」の次に「採用の日から7年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 14,000円

第15条の9の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条第1項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「次の各号に掲げる」を「農業、林業、水産業、蚕業又は開拓営農に関する次に掲げる事務を行う」に改め、同項第1号中「農業、林業又は水産業に関する」を削り、「とともに農業、林業又は水産業に係る次号に掲げる職

員を指導することを職務とする職員」を「こと。」に改め、同項第 2 号中「農業、林業、水産業、蚕業又は開拓営農に関する」を削り、「ことを職務とする職員」を「こと。」に改め、同条第 2 項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「前項第 1 号に掲げる職員にあっては100分の 8 を超えない範囲内で、前項第 2 号に掲げる職員にあっては100分の12を超えない範囲内でそれぞれ人事委員会規則で定める割合」を「100分の 6 」に改め、同条第 3 項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第15条の10第 1 項中「第154条」の次に「（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第15条の11第 1 項中「第15条まで」の次に「及び第15条の 9 」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第10号

##### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第34号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項第 2 号中「第52条」を「第204条」に改める。

第13条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 職員が洪水警戒体制時にダム管理所においてその業務に従事したとき。

第13条第 2 項中「額は」の次に「、 1 日につき」を加え、同項第 1 号中「 1 月につき12,300円」を「 740円」に改め、同項第 2 号中「 1 日につき」を削る。

第23条を次のように改める。

##### （精神保健業務手当）

第23条 精神保健業務手当は、健康福祉部障害者福祉課、保健所、中央病院、湖陵病院又は心と体の相談センターに勤務する職員が次に掲げる業務で精神障害者と接して行うものに従事したときに支給する。

(1) 精神障害者の診療、看護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく調査若しくは診察の立会い

(2) 精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の業務 420円（人事委員会規則で定める職員が行う看護の業務にあっては、590円）

(2) 前項第 2 号の業務 630円

第27条の 2 を削る。

第28条を次のように改める。

##### （病院業務従事手当）

第28条 病院業務従事手当は、中央病院又は湖陵病院に勤務する職員が勤務時間外において救急業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、 1 時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 医師である職員 980円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 610円

第29条第 1 項第 1 号中「身体障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改め、同号中「職員」の次に「（人事委員会規則で定める職員を除く。）」を加え、同項第 2 号中「（人事委員会規則で定める職員を除く。）」を削り、同号

ア中「イに掲げる職員以外の」を「人事委員会規則で定める」に改め、同号イ中「人事委員会規則で定める」を「アに掲げる職員以外の」に改め、同条第2項第2号イ中「その他の人事委員会規則で定める職員」を削る。

第39条第4項の表に次の1号を加える。

5	公共土木施設災害応急作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当（第13条第1項第1号に係るものに限る。）
---	---

第40条第1項及び第2項の表中「10日」を「16日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（看護業務従事手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間に限り、中央病院又は湖陵病院の看護局に勤務する職員（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の規定により医療職給料表(3)の適用を受ける職員に限る。）がその業務に従事したときは、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第27条の2第2項の規定の例によるものとした場合に支給する手当の額（1の月における当該業務に従事した日数が16日未満である場合にあっては、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第40条第1項の規定を適用するものとして算出した額）を看護業務従事手当として支給する。この場合において、改正前の条例第27条の2第2項の規定の適用については、同項中「8,800円」とあるのは「4,400円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」とする。

---

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第11号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「給料」を「給与」に改める。

第1条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書中「手当」を「退職手当」に改める。

第2条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書中「手当」を「退職手当」に改める。

第3条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書中「手当」を「退職手当」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成17年4月分以後の給与について適用する。

---

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第12号

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給料の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「給料」を「給与」に改める。

第1条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、職員条例第 3 条等の規定により定められる額とし、職員条例第15条の 5 第 2 項の期末手当基礎額の算定について同条第 5 項の規定の適用を受けることができない職員の給料の調整額、手当（退職手当を除く。）の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（職員条例第12条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、職員条例第 3 条等の規定により定められる額から当該額に100分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。

第 2 条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額、県立学校条例第 4 条等の規定により定められる額とし、県立学校条例第24条第 2 項の期末手当基礎額の算定について同条第 5 項の規定の適用を受けることができない教育職員の給料の調整額、教職調整額及び手当（退職手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、県立学校条例第 4 条等の規定により定められる額から当該額に100分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。

第 3 条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、市町村立学校条例第 5 条等の規定により定められる額とし、市町村立学校条例第20条第 2 項の規定によりその例によることとされる職員条例第15条の 5 第 5 項又は県立学校条例第24条第 5 項に規定する期末手当基礎額の適用を受けることができない教職員の給料の調整額、教職調整額、手当（退職手当を除く。）の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（市町村立学校条例第15条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、市町村立学校条例第 5 条等の規定により定められる額から当該額に100分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。

第 4 条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条ただし書中「手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（職員条例第12条又は市町村立学校条例第15条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）」を「退職手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成17年 4 月分以後の給与について適用する。

---

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第13号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 社団法人益田市医師会

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

島根県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第14号

島根県行政手続条例の一部を改正する条例

島根県行政手続条例（平成 7 年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 地方自治法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合において、指定管理者に対し当該公の施設の管理に関する条例に基づいてその管理に関し監督上される処分(当該条例の規定による指定を取り消す処分を除く。)については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第15号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第9号とし、同条に次の1号を加える。

(10) 島根県公債管理特別会計 公債費管理事業

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第16号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 別表24の項第1号の保育士試験に係る手数料 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の9第1項に規定する指定試験機関

別表24の項第1号中「昭和22年法律第164号。」を削る。

別表30の項第1号中「第5条」を「第4条第1項」に改め、同項第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第3号から第11号までを次のように改める。

(3) 法第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下この項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可を受けようとする者	
ア 第一種医薬品(法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売業に係るもの(ウに掲げるものを除く。)	149,800円
イ 第二種医薬品(第一種医薬品以外の医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売業に	131,600円

係るもの（ウに掲げるものを除く。）	
ウ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業に係るもの	7,400円
エ 医薬部外品の製造販売業に係るもの（オに掲げるものを除く。）	131,600円
オ 薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係るもの	58,800円
カ 化粧品の製造販売業に係るもの	58,800円
キ 第一種医療機器（法第2条第5項に規定する高度管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	149,800円
ク 第二種医療機器（法第2条第6項に規定する管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	131,600円
ケ 第三種医療機器（法第2条第7項に規定する一般医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	95,000円
(4) 法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	
ア 第一種医薬品の製造販売業に係るもの（ウに掲げるものを除く。）	138,000円
イ 第二種医薬品の製造販売業に係るもの（ウに掲げるものを除く。）	115,000円
ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るもの	4,000円
エ 医薬部外品の製造販売業に係るもの（オに掲げるものを除く。）	115,000円
オ 政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係るもの	47,100円
カ 化粧品の製造販売業に係るもの	47,100円
キ 第一種医療機器の製造販売業に係るもの	138,000円
ク 第二種医療機器の製造販売業に係るもの	115,000円
ケ 第三種医療機器の製造販売業に係るもの	69,900円
(5) 法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可を受けようとする者	
ア 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する製造業に係るもの	90,000円
イ 規則第26条第1項第4号に規定する製造業に係るもの	85,000円
ウ 規則第26条第1項第5号に規定する製造業に係るもの	47,600円
エ 規則第26条第2項第2号に規定する製造業に係るもの	85,000円
オ 規則第26条第2項第3号に規定する製造業に係るもの	47,600円
カ 薬局製造販売医薬品の製造業に係るもの	11,000円
キ 規則第26条第3項第1号に規定する製造業に係るもの	44,800円
ク 規則第26条第3項第2号に規定する製造業に係るもの	39,900円
ケ 規則第26条第3項第3号に規定する製造業に係るもの	33,500円
コ 規則第26条第4項第1号に規定する製造業に係るもの	39,900円
サ 規則第26条第4項第2号に規定する製造業に係るもの	33,500円
シ 規則第26条第5項第2号に規定する製造業に係るもの	90,000円
ス 規則第26条第5項第3号に規定する製造業に係るもの	85,000円

セ 規則第26条第5項第4号に規定する製造業に係るもの	47,600円
(6) 法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新を受けようとする者	
ア 規則第26条第1項第3号に規定する製造業に係るもの	50,700円
イ 規則第26条第1項第4号に規定する製造業に係るもの	48,000円
ウ 規則第26条第1項第5号に規定する製造業に係るもの	24,100円
エ 規則第26条第2項第2号に規定する製造業に係るもの	48,000円
オ 規則第26条第2項第3号に規定する製造業に係るもの	24,100円
カ 薬局製造販売医薬品の製造業に係るもの	5,600円
キ 規則第26条第3項第1号に規定する製造業に係るもの	26,100円
ク 規則第26条第3項第2号に規定する製造業に係るもの	25,200円
ケ 規則第26条第3項第3号に規定する製造業に係るもの	24,100円
コ 規則第26条第4項第1号に規定する製造業に係るもの	25,200円
サ 規則第26条第4項第2号に規定する製造業に係るもの	24,100円
シ 規則第26条第5項第2号に規定する製造業に係るもの	50,700円
ス 規則第26条第5項第3号に規定する製造業に係るもの	48,000円
セ 規則第26条第5項第4号に規定する製造業に係るもの	24,100円
(7) 法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	
ア 規則第26条第1項第3号に規定する製造業に係るもの	81,000円
イ 規則第26条第1項第4号に規定する製造業に係るもの	77,000円
ウ 規則第26条第1項第5号に規定する製造業に係るもの	41,300円
エ 規則第26条第2項第2号に規定する製造業に係るもの	77,000円
オ 規則第26条第2項第3号に規定する製造業に係るもの	41,300円
カ 規則第26条第3項第1号に規定する製造業に係るもの	39,200円
キ 規則第26条第3項第2号に規定する製造業に係るもの	35,700円
ク 規則第26条第3項第3号に規定する製造業に係るもの	30,700円
ケ 規則第26条第4項第1号に規定する製造業に係るもの	35,700円
コ 規則第26条第4項第2号に規定する製造業に係るもの	30,700円
サ 規則第26条第5項第2号に規定する製造業に係るもの	81,000円
シ 規則第26条第5項第3号に規定する製造業に係るもの	77,000円
ス 規則第26条第5項第4号に規定する製造業に係るもの	41,300円
(8) 法第14条第1項の規定に基づく製造販売の承認を受けようとする者	
ア 医療用医薬品に係るもの	213,000円
イ 日本薬局方医薬品に係るもの	53,100円
ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの	90円
エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品に係るもの	86,700円
オ 医薬部外品に係るもの	53,200円
(9) 法第14条第6項の規定に基づく製造販売の承認の申請をするときに適合性調査を受けようとする者	
ア 規則第26条第1項第3号に規定するもの(以下この項において「無菌医薬品」という。)に係るもの	48,700円
イ 規則第26条第1項第4号に規定するもの(以下この項において「一般医薬品」と	28,700円

いう。 ) に係るもの	
ウ 規則第26条第 1 項第 5 号に規定するもの ( 以下この項において「包装等医薬品」という。 ) に係るもの	13,200円
エ 規則第26条第 2 項第 2 号に規定するもの ( 以下この項において「一般体外診断用医薬品」という。 ) に係るもの	28,700円
オ 規則第26条第 2 項第 3 号に規定するもの ( 以下この項において「包装等体外診断用医薬品」という。 ) に係るもの	13,200円
カ 規則第26条第 3 項第 1 号に規定するもの ( 以下この項において「無菌医薬部外品」という。 ) に係るもの	48,700円
キ 規則第26条第 3 項第 2 号に規定するもの ( 以下この項において「一般医薬部外品」という。 ) に係るもの	28,700円
ク 規則第26条第 3 項第 3 号に規定するもの ( 以下この項において「包装等医薬部外品」という。 ) に係るもの	13,200円
ケ 規則第26条第 5 項第 2 号に規定するもの ( 以下この項において「滅菌医療機器」という。 ) に係るもの	48,700円
コ 規則第26条第 5 項第 3 号に規定するもの ( 以下この項において「一般医療機器」という。 ) に係るもの	28,700円
サ 規則第26条第 5 項第 4 号に規定するもの ( 以下この項において「包装等医療機器」という。 ) に係るもの	13,200円
(10) 法第14条第 6 項の規定に基づく製造販売の承認の取得後 5 年を経過することに適合性調査を受けようとする者	
ア 無菌医薬品に係るもの	104,000円に無菌医薬品 1 品目につき 2,100円として計算した額を加算した額
イ 一般医薬品に係るもの	72,800円に一般医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額
ウ 包装等医薬品に係るもの	39,200円に包装等医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額
エ 一般体外診断用医薬品に係るもの	72,800円に一般体外診断用医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額
オ 包装等体外診断用医薬品に係るもの	39,200円に包装等体外診断用医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額
カ 無菌医薬部外品に係るもの	104,000円に無菌医薬部

キ 一般医薬部外品に係るもの	外品1品目につき2,100円として計算した額を加算した額 72,800円に一般医薬部外品1品目につき1,000円として計算した額を加算した額
ク 包装等医薬部外品に係るもの	39,200円に包装等医薬部外品1品目につき300円として計算した額を加算した額
ケ 滅菌医療機器に係るもの	104,000円に滅菌医療機器1品目につき2,100円として計算した額を加算した額
コ 一般医療機器に係るもの	72,800円に一般医療機器1品目につき1,000円として計算した額を加算した額
サ 包装等医療機器に係るもの	39,200円に包装等医療機器1品目につき300円として計算した額を加算した額
(11) 法第14条第9項の規定に基づく製造販売の承認事項の一部変更の承認を受けようとする者	
ア 医療用医薬品に係るもの	108,000円
イ 日本薬局方医薬品に係るもの	22,300円
ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの	90円
エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品に係るもの	34,900円
オ 医薬部外品に係るもの	23,000円

別表30の項中第12号から第32号までを削り、第33号を第12号とし、第34号から第39号までを21号ずつ繰り上げ、第18号の次に次の10号を加える。

(19) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新を受けようとする者	11,000円
(20) 法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可を受けようとする者	71,000円
(21) 法第40条の2第3項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新を受けようとする者	48,700円
(22) 法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	17,700円
(23) 法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等を製造しようとするときに適合性調査を受けようとする者	

ア 無菌医薬品に係るもの	48,700円
イ 一般医薬品に係るもの	28,700円
ウ 包装等医薬品に係るもの	13,200円
エ 一般体外診断用医薬品に係るもの	28,700円
オ 包装等体外診断用医薬品に係るもの	13,200円
カ 無菌医薬部外品に係るもの	48,700円
キ 一般医薬部外品に係るもの	28,700円
ク 包装等医薬部外品に係るもの	13,200円
ケ 滅菌医療機器に係るもの	48,700円
コ 一般医療機器に係るもの	28,700円
サ 包装等医療機器に係るもの	13,200円
(24) 法第80条第 1 項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造の開始後 5 年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者	
ア 無菌医薬品に係るもの	104,000円に無菌医薬品 1 品目につき 2,100円として計算した額を加算した額
イ 一般医薬品に係るもの	72,800円に一般医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額
ウ 包装等医薬品に係るもの	39,200円に包装等医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額
エ 一般体外診断用医薬品に係るもの	72,800円に一般体外診断用医薬品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額
オ 包装等体外診断用医薬品に係るもの	39,200円に包装等体外診断用医薬品 1 品目につき 300円として計算した額を加算した額
カ 無菌医薬部外品に係るもの	104,000円に無菌医薬部外品 1 品目につき 2,100円として計算した額を加算した額
キ 一般医薬部外品に係るもの	72,800円に一般医薬部外品 1 品目につき 1,000円として計算した額を加算した額
ク 包装等医薬部外品に係るもの	39,200円に包装等医薬部

ケ 滅菌医療機器に係るもの	外品1品目につき300円 として計算した額を加算 した額 104,000円に滅菌医療機 器1品目につき2,100円 として計算した額を加算 した額
コ 一般医療機器に係るもの	72,800円に一般医療機器 1品目につき1,000円と して計算した額を加算し た額
サ 包装等医療機器に係るもの	39,200円に包装等医療機 器1品目につき300円と して計算した額を加算し た額
(25) 政令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(26) 政令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
(27) 政令第12条第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(28) 政令第13条第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円

別表30の項中第40号から第45号までを削り、同項第46号中「第3条」を「第45条第1項」に改め、「販売業の許可証」の次に「、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同号を同項第29号とし、同項第47号中「第4条」を「第46条第1項」に改め、「販売業の許可証」の次に「、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同号を同項第30号とし、同項第48号及び第49号を削る。

別表51の項第4号中「37,000円」を削り、同号に次のように加える。

ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合	37,700円
イ その他の場合	37,000円

別表59の項中「1,500円」を「1通行経路につき 200円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第17号

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「が所在する市町村名」を削る。

第 8 条第 1 項第 3 号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に、同項第 4 号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 2 条第 1 項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者については、浄化槽保守点検業を営もうとする区域として登録されている市町村 ( 以下「登録市町村」という。 ) に廃置分合があった場合には、登録市町村を示す区域を浄化槽保守点検業を営もうとする区域として変更の登録があったものとみなす。

---

島根県産業廃棄物減量促進基金条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第18号

島根県産業廃棄物減量促進基金条例

( 設置 )

第 1 条 産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の推進に要する経費その他必要な経費に充てるため、島根県産業廃棄物減量促進基金 ( 以下「基金」という。 ) を設置する。

( 積立て )

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、島根県産業廃棄物減量税条例 ( 平成16年島根県条例第34号 ) の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額とする。

( 管理 )

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

( 運用益金の処理 )

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

( 繰替運用 )

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

( 委任 )

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第19号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に改める。

別表島根県立湖陵病院の項診療科目の欄中「、歯科」を削り、同項病床数（床）の欄中「309」を「258」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

島根県児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第20号

島根県児童相談所条例の一部を改正する条例

島根県児童相談所条例（昭和39年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第21号

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

島根県障害者施策推進協議会条例（昭和46年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第3項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

---

結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第22号

結核診査協議会条例の一部を改正する条例

結核診査協議会条例（昭和26年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき、結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「第48条第1項の規定により、島根県益田保健所に島根県益田保健所結核診査協議会を置くほか、同条第2

項」を「第48条第 2 項」に改め、同条の表を次のように改める。

島根県松江保健所及び島根県隠岐保健所	島根県松江・隠岐保健所結核診査協議会
島根県雲南保健所、島根県出雲保健所及び島根県県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所結核診査協議会
島根県浜田保健所及び島根県益田保健所	島根県浜田・益田保健所結核診査協議会

第 3 条を次のように改める。

( 組織 )

第 3 条 協議会は、委員 5 名で組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第 5 条を削る。

第 4 条第 1 項中「協議会」の次に「の会議」を加え、「2 回」を「1 回」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となって議事を整理する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 協議会の会議は、委員 3 名以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

( 委員長 )

第 4 条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条の見出し中「委員長への」を削り、同条中「ほか、」の次に「協議会の運営に関し」を加え、「委員長が」を「知事が別に」に改め、同条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第23号

島根県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例

島根県改良普及員資格試験に関する条例（昭和58年島根県条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立畜産試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第24号

島根県立畜産試験場条例の一部を改正する条例

島根県立畜産試験場条例（昭和39年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立畜産技術センター条例

第1条中「島根県立畜産試験場」を「島根県立畜産技術センター」に改める。

第2条中「及び指導」を「、指導及び普及指導活動」に、「島根県立畜産試験場（以下「試験場」を「島根県立畜産技術センター（以下「センター」に改める。

第3条第1項中「試験場」を「センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア、第8条第1項第1号及び第2号並びに第21条第1項第2号中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改める。

---

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第25号

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）の開設者は、この条例による改正後の島根県卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定により必要となる業務規程の変更につき、平成17年9月30日までに、同法第64条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、平成17年10月31日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するもの）にあっては、その効力が発生する日）までは、改正後の条例第3条の規定により定められた業務規程とみなす。

---

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第26号

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和59年島根県条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

島根県離島水産業活性化基金条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第27号

島根県離島水産業活性化基金条例

（設置）

第 1 条 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）における水産業の活性化を推進するため、島根県離島水産業活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（対象事業）

第 2 条 基金は、漁場の生産力の向上に関する取組、集落の創意工夫を生かした漁業生産又は漁獲物の加工若しくは流通に関する新たな取組及びその他離島における水産業の活性化を推進するために実施する取組の支援に要する経費に充てるものとする。

（積立て）

第 3 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 2 条に規定する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第28号

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第189号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「広告物等」を「掲出物件」に、「美観風致を維持し、及び」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は」に改める。

第2条中「広告物等を表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改め、同条第1号中「緑地保全地区及び」を「特別緑地保全地区、緑地保全地域又は」に改め、「伝統的建造物群保存地区」の次に「(知事が規則で定める区域を除く。)」を加え、同条第2号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「建造物の周囲で知事が定める地域及び同法第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項」を「建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項」に改める。

第3条第1項中「広告物等を表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改め、同項に次のように加える。

(10) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第3条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条を次のように改める。

(許可地域等)

第4条 第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第4条の2第1項中「、第2条及び第4条に規定する地域又は場所において」を削り、「広告物等」を「広告物及び掲出物件」に改め、同条第2項及び第3項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示及び掲出物件の」に改め、同条第4項中「広告物等」を「広告物及び掲出物件」に改め、同条第5項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第4条の3第1項中「第4条に規定する」を「第2条に規定する地域又は場所以外の」に、「広告物等」を「広告物及び掲出物件」に改め、同条第2項及び第3項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示及び掲出物件の」に改め、同条第4項中「広告物等」を「広告物及び掲出物件」に改め、同条第5項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第4条の4第1項及び第2項第2号中「広告物等」を「広告物及び掲出物件」に改め、同条第5項中「広告物等を表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項各号中「表示し、又は設置する広告物等」を「表示する広告物又はこれの掲出物件」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第1号中「表示し、又は設置する広告物等」を「表示する広告物又はこれの掲出物件」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「表示し、又は設置される広告物等」を「表示する広告物又はこれの掲出物件」に改め、同項第5号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第3項中「広告物等」を「広告物若しくは掲出物件」に改める。

第6条中「制限地域等」を「許可地域等」に、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第7条第1項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「附する」を「付する」に改める。

第8条第1項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第2項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「附する」を「付する」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第1号中「広告物等」を「広告物

又は掲出物件」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第10条及び第11条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第11条の 2 第 1 項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第 2 項中「広告物等を表示し、若しくは」を「広告物を表示し、若しくは掲出物件を」に、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第12条第 1 項中「広告物等を表示し、又は設置した者」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者」に、「広告物等の表示若しくは」を「広告物の表示若しくは掲出物件の」に、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第 2 項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第13条第 1 項中「美観風致を維持し、公衆の」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する」に改め、同条第 2 項中「違反して広告物等を表示し、又は設置する者」を「違反した設置者等」に、「当該広告物等の除却」を「当該広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置」に改め、同条第 3 項中「命じた者又は」を「自ら行い、又はその命じた者若しくは」に改め、同項ただし書中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「知事の命じた者又は」を「自ら又はその命じた者若しくは」に改め、同条の次に次の 6 条を加える。

( 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項 )

第13条の 2 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

( 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法 )

第13条の 3 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については、7 日間)、庁舎前の公衆の見やすい場所に掲示すること。
  - (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第13条の 7 において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

( 広告物又は掲出物件の価額の評価の方法 )

第13条の 4 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

( 保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續 )

第13条の 5 知事は、法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約の方法により売却することができる。

( 公示の日から売却可能となるまでの期間 )

第13条の 6 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 7 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 6 月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第13条の7 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第15条第1項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第17条第1項中「広告物等を表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改め、同条第2項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第19条中「広告物等の表示及び」を「広告物の表示及び掲出物件の」に改める。

第21条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第25条第1号中「広告物等を表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改め、同条第2号及び第3号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

別表第1を削る。

第2条 島根県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「美観地区」を「景観地区」に改め、同条中第14号を第16号とし、第2号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域

(3) 景観法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第22号左欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第7条第3項の規定による措置の執行及びその費用の徴収

第2条の表第22号左欄中(16)を(26)とし、(12)から(15)までを(22)から(25)までとし、(22)の前に次のように加える。

(19) 条例第13条の3第2項の規定による閲覧

(20) 条例第13条の4の規定による評価

(21) 条例第13条の7の規定による返還

第2条の表第22号左欄中(11)を(18)とし、同欄の(10)中「除却」を「必要な措置」に改め、同欄中(10)を(17)とし、(2)から(9)までを(9)から(16)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第7条第4項の規定による除却

(3) 法第8条第1項の規定による保管

(4) 条例第13条の2に定める事項を条例第13条の3第1項に定める方法で法第8条第2項の規定により公示すること。

(5) 条例第13条の6に定める期間の経過後において条例第13条の5に定める手續で法第8条第3項の規定により売却し、及びその売却した代金を保管すること。

(6) 法第8条第4項の規定による廃棄

(7) 法第8条第5項の規定による売却費用への充当

(8) 法第8条第6項の規定による費用の負担の決定

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定する日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第29号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「下 沢 団 地		
天 神 団 地		
上 島 団 地	「天神団地	
下古志団地	上島団地	
来原団地	古志団地	に、
古志団地	小山団地」	
小山団地		
浜山団地」		

都 賀 行 団 地		を 「都賀行団地	」 に改める。
口 羽 団 地	邑智郡邑南町		
矢 上 団 地			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第30号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約の対象となる契約の範囲）

第 2 条 地方自治法施行令第167条の17の規定による契約は、次のとおりとする。

- (1) 印刷複写機、電子事務機器又は電気通信機器の借入りに係る契約
- (2) 前号に掲げる物品の保守業務の委託に係る契約
- (3) 電子情報処理組織の保守業務の委託に係る契約
- (4) 庁舎又は公の施設の管理業務の委託に係る契約
- (5) その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約又は毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があると認められる契約で、規則で定めるもの

（長期継続契約の期間）

第 3 条 前条に規定する契約の期間は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第31号

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例

県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,859人」を「1,791人」に、「220人」を「215人」に改める。

第3条第6号中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第32号

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,489人」を「5,423人」に、「443人」を「438人」に改める。

第3条第6号中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第33号

警察署協議会条例の一部を改正する条例

警察署協議会条例（平成13年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の警察署協議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成17年5月31日までの間は、出雲警察署協議会は、委員19人以内で組織するものとする。

---

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第34号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「798人」を「804人」に、「419人」を「423人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第35号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の40の項中「1,750円」を「1,650円」に改め、同表41の項中「3,350円」を「3,200円」に改め、同表47の項中「2,250円」を「2,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

竹島の日を定める条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第36号

竹島の日を定める条例

（趣旨）

第 1 条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

（竹島の日）

第 2 条 竹島の日は、2 月22日とする。

（県の責務）

第 3 条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

島根県県民いきいき活動促進条例をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第37号

島根県県民いきいき活動促進条例

わたしたちのふるさと島根では、先人によってはぐくまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。

一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体（NPO）等による活動が活発に展開されるようになってきた。

本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果たしている。

わたしたちは、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による自主的で主体的な活動が地域社会に貢献する意義を踏まえ、これらの活動を県民いきいき活動と位置付け、地域社会を構成する人々や団体が連携協力して促進することを決意し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「県民いきいき活動団体」とは、法人その他の団体であって、県民いきいき活動を行うものをいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、県民いきいき活動団体及び事業者をいう。

4 この条例において「協働」とは、県民いきいき活動団体及び県が共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動することをいう。

#### （基本理念）

第3条 県民いきいき活動は、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献するものとして、その健全な発展が図られなければならない。

2 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならない。

3 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等、市町村その他の地方公共団体、国及び県の相互理解の下に県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

#### （県民の役割）

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めることによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

#### （県民いきいき活動団体の役割）

第5条 県民いきいき活動団体は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

#### （事業者の努力）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めるものとする。

#### （県の責務）

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動の促進に関する施策（以下「促進施策」という。）を策定し、及

び実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、協働を推進するものとする。

3 県は、県民いきいき活動を促進し、及び協働を推進するため、県民等と市町村その他の地方公共団体及び国との連携に配慮するものとする。

(基本方針)

第8条 知事は、促進施策を推進するため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 促進施策の基本的事項
- (2) 促進施策の策定及び実施に当たって配慮すべき事項
- (3) その他県民いきいき活動の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、広く一般の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村との連携)

第9条 県は、促進施策の策定及び実施に当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(促進施策)

第10条 県は、促進施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 啓発活動、学習機会の提供その他の県民等の理解を深めるために必要な施策
- (2) 情報の提供その他の県民等の参加を促進するために必要な施策
- (3) 研修の実施その他の専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策

2 県は、前項に定めるもののほか、県民いきいき活動を促進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(協働の推進)

第11条 知事は、協働を推進するため、協働の推進に係る具体的な方策、協働に関し留意すべき事項等を内容とする指針を定めるものとする。

2 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施するものとする。

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進に資するため、県民等の意見を県の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、県民いきいき活動及び協働についての職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、促進施策の実施状況及び協働の推進状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

